

沿岸広域振興局長告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年3月31日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 宮古山田線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡山田町石峠第4地割6番2地先から豊間根第20地割22番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月31日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
  - (2) 期間 平成29年3月31日から同年5月1日まで